

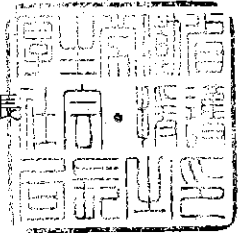
来



社援発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところでは、

地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

一方、社会福祉法人（以下「法人」という。）の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分発揮する必要があります。

このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する者が円滑に法人格を取得する際に、必要

な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものです。

また、本通知の施行をもって、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について（平成12年12月1日障第891号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社援第2619号厚生省社会援護局長通知連名通知）」は廃止するものです。

記

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

(3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

(1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）又は移動支援事業

なお、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する共同生活介護又は共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うのではなく障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものである。

（2）公益事業又は収益事業については、1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2 の①～②に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合は、当該法人は、所管庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。

新

旧

<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>社援発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各</p> <p>障 第 8 9 1 号 社援第 2619 号 平成 12 年 12 月 1 日</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生労働省社会・援護局長</p>
<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等を目的として地域活動支援センターが創設されたところとす。</p> <p>地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるものであり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しての推進を図る上で重要となります。</p> <p>一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかかる対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分に発揮する必要があります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを運営する者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定められましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき技術的助言として発出するものです。</p>	<p>障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に関する資産要件等について(通知)</p> <p>平成12年6月7日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。))において、政令で定める事業については、利用者が10人以上であれば社会福祉事業に含まれることとなり、これを受け、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)において、以下の施設を運営する事業が定められたところとす。</p> <p>① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者授産施設を運営する事業</p> <p>② 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者授産施設を運営する事業</p> <p>③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者授産施設を運営する事業</p> <p>これらの施設で利用者が10人以上の通所施設(以下「小規模通所授産施設」という。)を運営する事業が社会福祉事業に含まれることとなったことにより、今後、これらの事業を行うために社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立することが可能となります。</p> <p>法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められてい</p>

るところです。他方、

- ① 「在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助について」(昭和63年5月25日厚生省社第298号厚生事務次官通知)の別紙「在宅重度障害者通所援護事業費等補助金交付要綱」の別添1「在宅重度障害者通所援護事業実施要綱」
- ② 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日厚生省発見第67号厚生事務次官通知)の別紙「知的障害者通所援護事業助成費補助金交付要綱」の別添「知的障害者通所援護事業実施要綱」
- ③ 精神障害者小規模作業所運営事業等助成費の国庫補助について(平成2年8月27日健医第200号厚生事務次官通知)の別紙「精神障害者小規模作業所運営事業等助成費補助金交付要綱」の別添1「精神障害者小規模作業所運営助成事業実施要綱」

のそれぞれに基づき行われる事業(以下「在宅障害者通所援護事業」という。)は、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、在宅障害者通所援護事業の機動性・柔軟性を活用しつつ、これらの事業を行うものうち一定の要件を備えて小規模通所授産施設を経営する者が法人に円滑に移行できることとなるよう、今般、小規模通所授産施設を経営する者が法人格を取得する際に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものです。

記

- 1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の資産要件等
 地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - (1) 基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産(以下、「施設用不動産」という。)のすべてについて所有権を有していること。
 ただし、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
 - (2) 地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けている

- 1 小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - ① 基本財産については、原則として、小規模通所授産施設の用に供する不動産(以下「施設用不動産」という。)のすべてについて所有権を有していること。
 ただし、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方自治体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
 - ② 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該小規模通所授産施設についてその

か、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後に
 おいて、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域
 活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法
 人の認可を行う所管庁が認めること。
 (3) 一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを運営する事業と併せて行うことができる事業の範

囲

- (1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援セン
 ターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、
 地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。
 - ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 又は重度障害者等包括支援に限る。）
 - ③ 移動支援事業

- (2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設
 立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を
 図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める
 ときは、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～
 ②に掲げる事業以外の事業を運営しようとする場合は、当該法人は、所管庁に
 定額等を満たさなくなるような場合は、当該法人は、所管庁に対して運滞な
 く定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。

所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3
 年)以上)にわたって、在宅障害者通所授産事業の要件に合致する事業の経営
 実績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委
 託又は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていたことがあるこ
 と。

③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 小規模通所授産施設を運営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

- (1) 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、小規模通所授産施
 設の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、小規
 模通所授産施設の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事
 業又は精神障害者地域生活支援センターを運営する事業
- ② 身体障害者サービス事業又は知的障害者サービス事業

- ③ 身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者
 居宅介護等事業

- ④ 当該小規模通所授産施設を利用する障害者等に対し、無料又は低額な料
 金で建物を賃貸する事業

なお、知的障害者地域生活援助事業又は精神障害者地域生活援助事業を小
 規模通所授産施設の経営と併せて行うことについては、入所者の生活につい
 て責任を持つように入所施設的なものでなく、障害者等の生活の場を提供す
 るための性格を持つものであれば、上記③と④を併せ読むことによりこれを
 行っても差し支えないものであること。

- (2) 公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設
 立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を
 図る観点から、所管庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める
 場合には、これを行うことができるものとする。

3 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①
 ～④に掲げる事業以外の事業を運営しようとする場合は、当該法人は、所管
 庁に対して運滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 施行期日

この通知は平成12年12月1日から施行するものとする。